

オンライン資格確認について

厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課

保険データ企画室長 中園 和貴

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

医療機関・薬局におけるオンライン資格確認の導入状況

(2023/2/19時点)

1. 顔認証付きカードリーダー申込数

210,947施設 (**91.8%**) / 229,717施設

※義務化対象施設に対する割合：**98.6%**

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	98.7%	98.9%
医科診療所	91.5%	98.2%
歯科診療所	88.4%	99.7%
薬局	95.4%	98.1%

参考：全施設数

病院	8,192
医科診療所	89,695
歯科診療所	70,335
薬局	61,495

2. 準備完了施設数 (カードリーダー申込数の内数)

136,113施設 (**59.3%**) / 229,717施設

※義務化対象施設に対する割合：**63.6%**

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	71.8%	72.0%
医科診療所	49.8%	53.5%
歯科診療所	50.7%	57.2%
薬局	81.1%	83.4%

3. 運用開始施設数 (準備完了施設数の内数)

113,835施設 (**49.6%**) / 229,717施設

※義務化対象施設に対する割合：**53.2%**

	全施設数 に対する割合	義務化対象施設 に対する割合
病院	60.1%	60.3%
医科診療所	37.7%	40.5%
歯科診療所	41.6%	46.9%
薬局	74.6%	76.7%

注) 義務化対象施設数は、社会保険診療報酬支払基金にレセプト請求している医療機関・薬局の合計 (213,877施設) で算出 (紙媒体による請求を行っている施設を除く。令和4年11月診療分)

【参考：健康保険証の利用の登録】

48,644,589件 カード交付枚数に対する割合 **62.0%**

【参考：マイナンバーカード申請・交付状況】

有効申請枚数： 約8,784万枚 (人口比：69.8%)
交付実施済数： 約7,851万枚 (人口比：62.3%)

マイナンバーカードと健康保険証の一体化（保険証の廃止）

- マイナンバーカードは、社会全体のデジタル化を進めるための最も重要なインフラ。このインフラを活用し、国民にマイナンバーカード1枚で受診していただくことで、健康・医療に関する多くのデータに基づいた、よりよい医療を受けていただけることが可能となる。
- **「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」を進めるため、令和6年秋に保険証の廃止を目指す。**
- 保険証の廃止に向けては、細部にわたりきめ細かく環境を整備する必要がある。また、医療を受ける国民、医療を提供する医療機関関係者などの理解が得られるよう、丁寧に取り組んでいく。
- 具体的に、以下2つの課題に取り組む。

1. 訪問診療・柔整あはき等にオンライン資格確認を導入

- 訪問診療等の居宅における資格確認の仕組みの構築。
- 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術所等に資格情報のみを取得できる簡素な仕組みの構築。

（オンライン資格確認義務化の例外医療機関等について、簡素な仕組みを導入し、必要な資格確認を行える方向で検討。）

⇒ 事業者のシステム改修及び利用機器の導入支援（173億円）、支払基金・国保中央会のオンライン資格確認等システムの改修（51億円）、保険者等のシステム改修（56億円）を実施。

※上記の予算は、厚生労働省において第二次補正予算に計上。

2. マイナンバーカードの取得の徹底

- 保険証の廃止に当たっては、マイナンバーカード取得の徹底に加え、カードの手続き・様式の見直しの検討が必要。

※ 何らかの事情により手元にマイナンバーカードがない方が必要な保険診療等を受ける際の事務手続などについては、今後「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」において検討を進める。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の設置について

(1) 名称

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会

(2) 設置形式

デジタル庁で設置した検討会議（総務省及び厚労省の協力を得て開催）

(3) 公開の取扱

議事は非公開（議事概要を公開）

(4) スケジュール

第1回	検討会（12/6開催）	論点の提示・整理、専門家WGの設置
第1回	専門家WG（12/12開催）	論点の提示・整理、構成員の意見聴取
第2回	専門家WG（12/22開催）	団体からのヒアリング
第3回	専門家WG（12/23開催）	”
第4回	専門家WG（2/7開催）	中間とりまとめ 主な項目
第5回	専門家WG（2/16開催）	中間とりまとめ（案）
第2回	検討会（2/17開催）	中間とりまとめ

検討会、専門家ワーキンググループメンバー

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会

河野 太郎 デジタル大臣

松本 剛明 総務大臣

加藤 勝信 厚生労働大臣

専門家ワーキンググループ

村上 敬亮 デジタル庁 国民向けサービスグループ統括官

吉川 浩民 総務省 自治行政局長

伊原 和人 厚生労働省 保険局長

長島 公之 日本医師会 常任理事

遠藤 秀樹 日本歯科医師会 副会長

森 昌平 日本薬剤師会 副会長

伊藤 悦郎 健康保険組合連合会 常務理事

岡崎 誠也 国民健康保険中央会 会長

(オブザーバー)

全国健康保険協会

全国知事会

全国市長会

全国町村会

全国後期高齢者医療広域連合協議会

地方公共団体情報システム機構

(第2回 専門家WG)

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国民生委員児童委員連合会
全国社会福祉法人経営者協議会
特定非営利活動法人
KHJ 全国ひきこもり家族会連合会
一般社団法人ひきこもり
UX 会議
公益社団法人
全国老人福祉施設協議会
公益財団法人
日本知的障害者福祉協会
一般社団法人
日本介護支援専門員協会
特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
一般社団法人
全国手をつなぐ育成会連合会

(第3回 専門家WG)

一般社団法人
日本認知症本人ワーキンググループ
公益財団法人
全国老人クラブ連合会
公益社団法人
認知症の人と家族の会
社会福祉法人日本視覚障害者団体連合
一般社団法人
全日本ろうあ連盟
全国身体障害者施設協議会
公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート
千葉市
都城市

※順不同

(1) マイナンバーカードの特急発行・交付の仕組みの創設等について

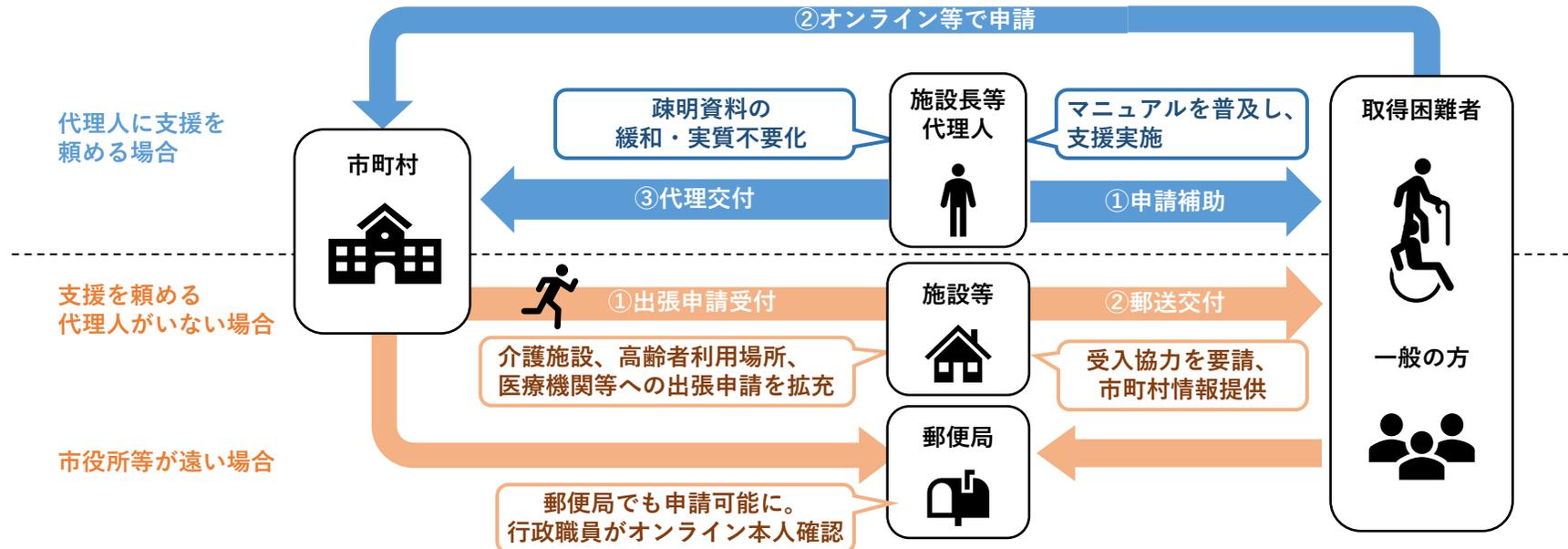
- 市町村の窓口に来庁して申請を行う**特急発行・交付**について、発行期間の短縮に加え、カードの発行主体であるJ-LISから申請者に直接送付することで、**申請から1週間以内（最短5日）で交付できる**新たな仕組みを創設し、**2024年秋までに**、新生児、紛失等による再交付、海外からの転入者（約150万枚/年）を含め、合計約**360万枚/年**（約1万枚/日）まで対応できる体制を構築する。

(2) マイナンバーカードの代理交付・申請補助等について

- 役所に出向くことが困難であるとして**代理交付の活用ができるケース**について、従来より幅広く**拡充・明確化**する。あわせて、困難であることを示す「**疎明資料**」について、入手が容易・費用がかからないもので対応できるよう**緩和**するとともに、**困難であることが推定される一定の場合（例：成年被後見人、中学生以下の者、75歳以上のご高齢の方）には実質不要**とし、より柔軟に代理交付の仕組みを活用することができるよう、本年度中を目途に自治体向けの事務処理要領を改訂する。
- 来年度、施設職員や支援団体等に、申請・代理交付等の支援の協力を要請する**。その際、本来業務に配慮した**マニュアルを作成・普及**するとともに、申請のとりまとめや代理での受け取り等に対する**助成を行う**。
- 知的障害者など暗証番号の設定**に困難を抱える申請者に対しては、顔認証による使用を前提としつつ、代理人に不要な負荷をかけないためにも、**暗証番号の取扱いについて検討**する。また、**写真の撮影ルールについて**も、障害等の事情に応じ柔軟に対応することを本年度中に改めて周知する。

(3) 市町村によるマイナンバーカードの申請受付・交付体制強化の対応

- ・ 介護福祉施設等の高齢者が利用しやすい場所や保険証を活用する現場である医療機関等での出張申請を本年度から推進する。
- ・ 来年度、施設等に出張申請受け入れの協力を要請し、希望する施設等の情報をとりまとめ市町村に提供する。
- ・ 上記に加え、市町村が指定した郵便局で、市町村とオンラインでつなぎ、マイナンバーカードの交付申請と市町村による本人確認を行えるようにし、発行されたカードを郵送で住民に届けられるようにする。



(4) マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない場合の取扱い

- 健康保険証の廃止に合わせて、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方等については、氏名・生年月日、被保険者等記号・番号、保険者情報等が記載された**資格確認書（基本は紙）を提供する。**

(具体例)

- ・ マイナンバーカードを紛失した・更新中の者
- ・ 介護が必要な高齢者やこどもなどマイナンバーカードを取得していない者
- ・ ベビーシッターなどの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合 など
- ・ 発行済みの健康保険証を1年間有効とみなす経過措置を設ける。
- ・ 資格確認書は、本人の申請に基づき書面又は電磁的方法により、保険者より速やかに提供する。
- ・ 資格確認書の有効期間は、1年を限度として各保険者が設定することとする。様式は国が定める。

※ 資格確認書の発行は、現行の保険証と同様、無償。

※ これまでの診療記録などデータに基づくより良い医療を可能となることや、診療報酬による患者負担の差があることなど、マイナンバーカードを保険証として利用することの意義・メリットをわかりやすく伝える。

(5) 保険者の資格情報入力のタイムラグ等への対応

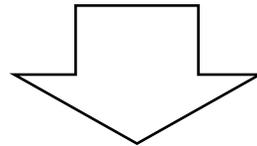
- オンライン資格確認等システムについて、**保険者の迅速かつ正確なデータ登録**が確保される方策（保険者によるデータ登録（5日以内）の義務付け（事業主から保険者への届出（5日以内）と合わせて計10日以内）、資格取得届出における個人番号等の記載義務を法令上明確化等）を検討する。

(6) 第三者によるマイナンバーカードの取扱いについて

- 医療機関等の受診時にマイナンバーカードを第三者に預けることや、施設入所者のマイナンバーカードの管理の在り方などについて、**取扱いの留意点等を整理した上で周知し、安心して管理することができる環境づくりを推進する。**

(7) 乳幼児のマイナンバーカードについて

- 出生後速やかにカードを交付することができるよう、**出生届の提出にあわせて申請を行うことができるようにし、特急発行の対象とする。**
- 1歳未満でカードを申請する場合については、顔写真がないカードを交付することとする。**
(有効期間は5歳の誕生日まで)



- 中間とりまとめで具体化に至らなかった事項については、最終とりまとめに反映できるよう検討する。
- 以上により、全ての国民に行き渡るように全力を尽くす。

原則義務化の経過措置

- 令和4年度末時点で、やむを得ない事情がある保険医療機関・薬局は、期限付きの経過措置を設ける。

※対象の保険医療機関・薬局は、地方厚生(支)局に原則オンラインで事前届出を行う(支払基金とも情報共有)

※令和6年4月メドで資格確認限定型・居宅同意取得型の運用を開始することとしており、こうした状況を踏まえ、今後、必要な見直しを行う。

やむを得ない事情	期限
(1) 令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、薬局(システム整備中)	システム整備が完了する日まで (遅くとも令和5年9月末まで) ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和5年9月末事業完了まで継続
(2) オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、薬局(ネットワーク環境事情)	オン資に接続可能な光回線のネットワークが 整備されてから6ヶ月後まで ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和6年3月末事業完了まで継続
(3) 訪問診療のみを提供する保険医療機関	訪問診療のオン資(居宅同意取得型)の 運用開始(令和6年4月)まで ※ 訪問診療等におけるオン資の導入に係る財政支援は、令和6年3月末補助交付まで実施
(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局	改築工事が完了するまで 臨時施設が終了するまで ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、薬局	廃止・休止まで (遅くとも令和6年秋まで) ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象
(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局 ※ 例外措置又は(1)~(5)の類型と同視できるか個別判断	特に困難な事情が解消されるまで ※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象

※上記のほか、患者から電子資格確認を求められた場合に応じる義務について、訪問診療等・オンライン診療の場合の経過措置(居宅同意取得型の運用開始(令和6年4月)まで)を設ける。

オンライン資格確認の導入の原則義務化の経過措置の 猶予届出に必要なこと（1/2）

- ご自身の医療機関・薬局が経過措置のどの事情に該当するか確認し、それぞれの猶予届出に必要な事項について確認してください。経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、支払基金に原則医療機関等向けポータルサイトで、猶予届出を遅くとも令和5年3月31日までに提出してください。

やむを得ない事情

必要事項

(1)	<p>令和5年2月末までにシステム事業者と契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、薬局（システム整備中）</p>	<p>令和5年2月末まで</p> <ul style="list-style-type: none"> システム事業者と契約締結をしてください。 <p>令和5年3月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> システム事業者にシステム整備が完了する見込みを確認し、猶予届出※を提出してください。 猶予届出の添付文書として、契約書や注文書の写しなど事業者と契約したことが確認できる書類をご用意ください。 <p>令和5年9月末まで</p> <ul style="list-style-type: none"> システム整備を完了し、オンライン資格確認の運用を開始してください。 医療機関等向けポータルサイトから運用開始日の登録をしてください。 （運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード（マイナンバーカード）を用いて電子資格確認（オンライン資格確認）ができる環境が整った後の最初の診療日を指します）
(2)	<p>オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、薬局（ネットワーク環境事情）</p>	<p>令和5年3月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 猶予届出※を提出してください。 <p>光回線の敷設</p> <p>オンライン資格確認に接続可能な光回線が整備されてから6か月後まで</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の運用を開始してください。 医療機関等向けポータルサイトから運用開始日の登録をしてください。 （運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード（マイナンバーカード）を用いて電子資格確認（オンライン資格確認）ができる環境が整った後の最初の診療日を指します） <p>※光回線の代替として、IP Sec+IKEサービス提供事業者（インターネット接続方式）のご利用をシステムベンダともご相談いただき、ご検討ください。 （オンライン資格確認に対応しているインターネット回線については、「オンライン請求及びオンライン資格確認等システム接続可能回線・事業者一覧表」を参照ください）</p>
(3)	<p>訪問診療のみを提供する保険医療機関</p>	<p>令和5年3月31日まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 猶予届出※を提出してください。 <p>令和6年4月目途まで</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問診療のオンライン資格確認（居宅同意取得型）の運用を開始してください。 医療機関等向けポータルサイトから運用開始日の登録をしてください。 （運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード（マイナンバーカード）を用いて電子資格確認（オンライン資格確認）ができる環境が整った後の最初の診療日を指します）

※猶予届出については、次の資料「オンライン資格確認の導入の猶予届出提出について」をご確認ください。

オンライン資格確認の導入の原則義務化の経過措置の 猶予届出に必要なこと (2/2)

やむを得ない事情

必要事項

(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局

令和5年3月31日まで

- ・ 猶予届出※を提出してください。

改築工事完了/臨時施設終了

- ・ オンライン資格確認の運用を開始してください。
- ・ 医療機関等向けポータルサイトから[運用開始日の登録](#)をしてください。
(運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード(マイナンバーカード)を用いて電子資格確認(オンライン資格確認)ができる環境が整った後の最初の診療日を指します)

(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、薬局

令和5年3月31日まで

- ・ 令和6年秋までの具体的な廃止・休止時期が決まっている施設については、猶予届出※を提出してください。

令和6年秋まで

- ・ オンライン資格確認の運用を開始してください。
- ・ 医療機関等向けポータルサイトから[運用開始日の登録](#)をしてください。
(運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード(マイナンバーカード)を用いて電子資格確認(オンライン資格確認)ができる環境が整った後の最初の診療日を指します)

(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局

- ・ 自然災害等により継続的に導入が困難となる場合
- ・ 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合
(目安として、令和5年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下である)
- ・ その他例外措置又は(1)~(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合

令和5年3月31日まで

- ・ 猶予届出※を提出してください。
- ・ 猶予届出の添付文書として、困難な事情を確認できる書類がある場合はその書類をご用意ください。
- ・ 個々の事例について疑義が生じた場合には、医療機関等の所在地を所管する[地方厚生\(支\)局](#)を通じて厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課 保険データ企画室に照会してください。

困難な事象の解消

- ・ オンライン資格確認の運用を開始してください。
- ・ 医療機関等向けポータルサイトから[運用開始日の登録](#)をしてください。
(運用開始日とは、自施設を訪れた患者が、個人番号カード(マイナンバーカード)を用いて電子資格確認(オンライン資格確認)ができる環境が整った後の最初の診療日を指します)

※猶予届出については、次の資料「オンライン資格確認の導入の猶予届出提出について」をご確認ください。

オンライン資格確認の導入の猶予届出提出について

- 経過措置対象の保険医療機関・薬局は、あらかじめ、医療機関等向けポータルサイトから猶予届出を**令和5年3月31日まで**に提出してください。

1. 医療機関等向けポータルサイトトップページの「既にアカウントをお持ちの方はログイン」からログインしてください。
※猶予届出には、医療機関等向けポータルサイトのアカウント登録が必要です。アカウント登録がお済みでない場合、2月3日以降に送付いたしますアカウント登録のご案内をご覧くださいアカウントの登録をお願いします。



2. ログイン後、マイページから「オンライン資格確認導入の猶予届出」をクリックしてください。



3. 猶予類型を選択し、選択した猶予類型に応じた必要事項を入力してください。



※猶予届出の記載事項詳細は「オンライン資格確認の導入の猶予届出（医療機関等向けポータルサイトフォームでの届出）」をご確認ください。

医療機関等向けポータルサイト
フォームでの届出

医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置

- 医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及の徹底の観点から、「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」について、**(1) 初診時・調剤時の評価を見直す**とともに、**(2) 再診時についても新たに評価**を行う特例措置を講ずる。
- また、あわせてオンライン請求を更に普及する観点から、**(3) 当該加算の算定要件を見直す**特例措置を講ずることとする。
- これらの特例措置を**令和5年4月から12月まで(9か月間) 時限的に適用**する。

医療情報・システム基盤整備体制充実加算

※ 本加算で、医療機関・薬局に求められる取組・体制は、次ページ

(1) 初診時・調剤時の加算の特例

施設基準を満たす保険医療機関・保険薬局において、初診又は調剤を行った場合における評価の特例

・初診料(医科・歯科)

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1(マイナンバーカードの利用なし) **4点** → **6点**

・調剤管理料(調剤)

医療情報・システム基盤整備体制充実加算1(マイナンバーカードの利用なし) **3点**(6月に1回) → **4点**

(2) 再診時の加算の特例

施設基準を満たす保険医療機関を受診した患者に対し、再診を行った場合における評価を設ける

・再診料

(新) 医療情報・システム基盤整備体制充実加算3(マイナンバーカードの利用なし) **2点(1月に1回)**

(3) 加算要件の特例(オンライン請求の要件)

現行の加算は、オンライン請求を行っていることが要件となっているが、オンライン請求を令和5年12月31日までに開始する旨の届出を行っている保険医療機関・保険薬局は、令和5年12月31日までの間に限り、この要件を満たすものとみなす。

		現行の加算	特例措置(令和5年4~12月)
初診	マイナンバーカードを利用しない	4点	<u>6点</u>
	〃 利用する	2点	2点
再診	マイナンバーカードを利用しない	-	<u>2点</u>
	〃 利用する場合	-	-
調剤	マイナンバーカードを利用しない	3点	<u>4点</u>
	〃 利用する場合	1点	1点

医療DXの推進のためのオンライン資格確認の導入・普及に関する加算の特例措置

(続き)

【医療機関・薬局に求められること】

今般の特例で新たに設定



初診時等における診療情報取得・活用体制の充実

再診時における診療情報取得・活用体制の充実

【施設基準】（初診時・再診時共通）

- 次の事項を当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
 - ① オンライン請求を行っていること。
 - ② オンライン資格確認を行う体制を有していること。
 - ③ ②の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療を行うこと（※）について、当該保険医療機関の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること。
- （*）①は今回の特例措置で、R5.12.31日までにオンライン請求を開始することを地方厚生局長等に届け出た場合には要件を満たしたものとみなす。

【算定要件】

- 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者に対して説明すること。（通知）

（※）具体的の対応として問診票の標準的項目を規定（通知）

（※）再診時の具体の対応として、薬剤情報の確認や、その他必要に応じて健診情報等の確認を行う旨を規定予定（通知）

診療情報を取得・活用する効果（初診・調剤）

医療機関

- ✓ 薬剤情報により、重複投薬を適切に避けられるほか、投薬内容から患者の病態を把握できる。
- ✓ 特定健診結果を診療上の判断や薬の選択等に生かすことができる。

問診票の標準的項目を新たに通知で示している

問診票（初診時）

- 今日の状態
- 過去の病気
- 他の医療機関の受診歴
- 処方されている薬
- 特定健診の受診歴
- アレルギーの有無
- 妊娠・授乳の有無
- ……

※当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療提供に努めています。

オン資により
確認可能

薬局

- ✓ 薬剤情報により、重複投薬や相互作用の確認が可能になる。
- ✓ 特定健診の検査値を踏まえた処方内容の確認や服薬指導が可能になる。

診療情報を取得・活用する効果（再診）

医療機関

- ✓ 薬剤情報により、重複投薬を適切に避けられるほか、投薬内容から患者の病態を把握できる。

再診時の確認等について通知で示す予定

再診時の確認事項

- ・ 薬剤情報
- ・ その他、必要に応じて健診情報等

中医協の答申書の附帯意見（令和4年12月23日） （オンライン資格確認関係抜粋）

令和4年12月23日

中央社会保険医療協議会 総会 第535回

1. まずは令和5年4月のオンライン資格確認の原則義務化に向けて、更なる導入の加速化を図ること。その上で、本経過措置は真にやむを得ない事情に限定して対象を明確化し、最小限に留めるものであるという前提の下、延長を行わないこと。契約を締結したがシステム整備未完了の場合の経過措置の適用に当たっては、保険医療機関及び保険薬局、システム事業者並びに導入支援事業者に対し、当該経過措置は期限を区切って更に導入を加速化することを目指したものであるという趣旨の周知徹底を図るとともに、更なる導入に向けた取組を行い、令和5年9月末までにシステム整備を完了させること。また、その他特に困難な事情がある場合については、具体例を明確化し、特に限定的に扱うこと。
2. 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に係る初診時・調剤時の追加的な加算、再診時の加算及び加算に係るオンライン請求要件の緩和並びに一般名処方、後発品使用体制に係る加算及び薬局における地域支援体制に係る加算の上乗せ措置については、オンライン資格確認に伴うマイナンバーカードを用いない場合の診療情報取得に係る医療機関等の負荷・手間を考慮し、オンライン資格確認等システムの導入・普及を徹底していく観点及び医薬品の供給が不安定な中、患者への適切な薬剤処方の実施や薬局の地域における協力を促進等していく観点から特例的に措置されているものであることを踏まえ、令和5年12月末までの措置とし、延長は行わないこと。また、オンライン請求の導入やその体制整備もあわせて強力に促進すること。
3. 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に係る評価の特例については、本年8月10日の附帯意見2に照らして、患者・国民の声の聴取と医療の質の向上の状況に係る調査・検証についてまだ行われていないとの指摘を踏まえ、同附帯意見2と合わせて、早急に患者・国民の声を丁寧かつ幅広く聴き、初診時・調剤時及び今回追加された再診時において、取得した医療情報の活用による医療の質の向上の状況等について十分に調査・検証を行うとともに、課題が把握された場合には速やかに中医協へ報告の上、対応を検討すること。
4. 医療情報・システム基盤整備体制充実加算が、創設後、短期間のうちに見直しが行われることを踏まえ、改めて、医療DXの基盤となるオンライン資格確認について、患者がマイナンバーカードを用いて医療機関等を受診することで、健康・医療情報に関する多くのデータに基づいた安心・安全でより良い医療を受けることが可能になるなど、様々なメリットがあることについて、広く患者・国民が理解し、実感できるよう、関係者が連携して周知等に取り組んでいくこと。